



● 2020年10月からCCUSの料金改定及び運営方法が変更されます。

1. 料金の改定

(事業者の料金のみ変更。技能者登録料は変更なし)

① 事業者登録料 (5年ごと)

現行料金の2倍 (右表を参照)

② 管理者ID利用料 (1年ごと)

1IDあたり 11,400円 (現行2,400円)

※ 一人親方は、現行の2,400円に据え置き。

③ 現場利用料 (利用ごと)

1人日・現場あたり 10円 (現行3円)

① 事業者登録料 (5年ごと)

資本金	新料金	現行料金
一人親方	変更なし	0円
一人親方以外の個人事業主	6,000円	3,000円
500万円未満	6,000円	3,000円
500万円以上 1,000万円未満	12,000円	6,000円
1,000万円以上 2,000万円未満	24,000円	12,000円
2,000万円以上 5,000万円未満	48,000円	24,000円
5,000万円以上 1億円未満	60,000円	30,000円
1億円以上 3億円未満	120,000円	60,000円
3億円以上 10億円未満	240,000円	120,000円
10億円以上 50億円未満	480,000円	240,000円
50億円以上 100億円未満	600,000円	300,000円
100億円以上 500億円未満	1,200,000円	600,000円
500億円以上	2,400,000円	1,200,000円

※ 2020年9月30日までに申請された次の場合は現行料金を適用いたします。

2. お問い合わせセンターにおける電話受付の終了

2020年9月30日(水)をもって電話受付を終了します。

3. 郵送申請・受付窓口申請の受付終了

2020年9月30日(水)をもって郵送申請および受付窓口での申請の受付を終了します。

10月以降はインターネット申請をご利用ください。なお、書面申請を希望される方は、お近くの

4. 技能者の方へ

① 技能者登録料

今回、技能者登録料の改定はございません。

<参考> インターネット申請2,500円、認定登録機関申請3,500円

(注) 郵送による申請の受付は、2020年9月30日をもって廃止となります。

② 技能者登録方法の改定 (2段階登録方式の導入が予定されています。)

簡略型登録と詳細型登録の2つの登録方法を2021年4月から導入(予定)

簡略型登録 (登録料2,500円) : 必須項目 (本人情報、社会保険加入の有無など) のみの登録

詳細型登録 (登録料4,900円) : 必須項目と任意項目 (保有資格、健康診断受診履歴など) の登録

(注) 簡易型登録から詳細型登録へ変更する場合は、登録料の差額2,400円を徴収予定です。

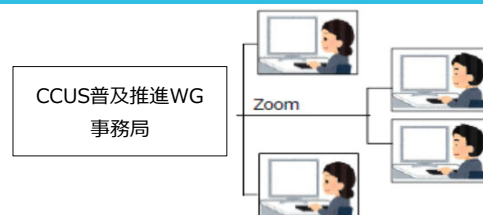
建設キャリアアップシステム 作業所向け説明会を開催しました。

9月3日(木) 17:00~18:00 Web会議方式で開催

対象: 就業履歴が少ない作業所担当者

出席者数: 全店で280名

今後も継続して開催しますので、ご参加下さい。



事業者登録・技能者登録を早急に!



三井住友建設

建設キャリアアップシステム普及推進WG
事務局: 安全環境生産管理本部